

重度心身障害者には医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

昨年の7月から県制度では福祉医療費の一部負担金を受給者から医療機関の窓口で徴収することになりましたが、本町ではその一部負担金を全額補助していますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

■対象となる人

- ① 身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
- ② 療育手帳Aをお持ちの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ④ 国民年金法施行令別表1級の障害をお持ちの方

■助成の条件

障害所持要件の該当者で一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所か出張所で申請をしてください。(所得制限額については福祉課にお問い合わせください。)

なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を

送付していますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を今月末までに郵送します。

■手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、対象になる要件を証明できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)

■有効期間

7月1日(木)～平成23年6月30日(木)まで

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

6月は子ども手当「現況届」の提出をお忘れなく

■子ども手当

子ども手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのもので

す。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

■提出期限

6月30日(木)まで

■現況届に必要なもの

印鑑、申請者の健康保険証(厚生年金等加入者の場合)、申請者名義の通帳(金融機関口座がわかるもの)
※上記以外の書類を提出する必要がある場合があります。

■受給資格

中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の子どもを養育している人。所得制限はありません。

■子ども手当の額

子ども1人につき、月額1万3千円(平成22年4月から)

■手続き

福祉課または各総合支所および各出張所

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

6月28日(月)～7月4日(日)は全国一斉「子どもの人権110番」強化週間です

山口地方法務局及び山口県人権擁護委員連合会では、学校における『いじめ』や家庭内での児童虐待など、子どもをめぐる様々な問題や悩みについて、「子どもの人権110番」による電話相談を、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、受け付けています。

この「子どもの人権110番」の取組を強化するため、6月28日(月)から7月4日(日)までの一週間を強化週間と定め、強化週間中の平日は、午前8時30分から午後7時まで、土曜・日曜日は午前10時から午後5時まで相談を受け付けます。

電話番号は、フリーダイヤル0120-007-110です。いじめ、児童虐待など、子どもをめぐるお悩みがある方は、どうぞ御利用ください。

◆問い合わせ 山口地方法務局人権擁護課
山口県人権擁護委員連合会
☎083(922)2295

**6月は「外国人労働者問題啓発月間」です
雇い入れ・離職の際の届出と適切な雇用管理は事業主の責任です**

○外国人(特別永住者を除く)労働者の雇い入れ・離職の際には、その氏名、在留資格等についてハローワークへの届出が必要です。ハローワークでは、この届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行ないます。

○事業主の方が外国人雇用状況の届出にあたり、在留資格等を確認することにより、不法就労の防止が図られます。

○労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されます。外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう雇用管理の改善等に努めてください。

◆問い合わせ 山口労働局職業対策課
☎083(995)0383